

## 条例等

### ○吹田市立図書館条例

制定 昭和27年6月5日条例第183号  
最近改正 平成24年9月28日条例第53号

#### 吹田市立図書館条例

(設置)

第1条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立中央図書館 吹田市出口町18番9号
- (2) 吹田市立千里図書館 吹田市津雲台1丁目2番1号
- (3) 吹田市立さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号
- (4) 吹田市立江坂図書館 吹田市江坂町1丁目19番1号
- (5) 吹田市立千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘25番2号
- (6) 吹田市立千里丘図書館 吹田市千里丘上14番33号

(目的)

第2条 前条各号に掲げる図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。

(職員)

第3条 図書館(第1条各号に掲げる図書館及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例(平成22年吹田市条例第8号)第4条第1項第3号に掲げる山田駅前図書館をいう。以下同じ。)に館長及びその他の職員を置くことができる。

(図書館協議会)

第4条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、吹田市立中央図書館に吹田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第5条 図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年12月28日条例第39号)

1 この条例は、昭和39年1月1日から施行する。  
(以下省略)

附 則 (昭和41年12月26日条例第37号)

この条例は、昭和42年2月26日から施行する。

附 則 (昭和46年10月11日条例第28号)

この条例は、昭和46年11月25日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日条例第15号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年2月16日条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日条例第10号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月28日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成8年3月29日条例第14号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月18日条例第22号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第1条に1号を加える改正規定は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平成22年教育委員会規則第11号で平成23年3月26日から施行)(ただし書省略)

(以下省略)

附 則 (平成23年12月27日条例第47号)

この条例は、平成24年9月3日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第53号)

この条例は、平成25年1月9日から施行する。ただし、第1条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

### ○吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例

制定 平成22年3月31日条例第8号  
最近改正 平成25年3月29日条例第46号

#### 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 青少年活動サポートプラザ(第5条-第13条)

第3章 のびのび子育てプラザ(第14条-第18条)

第4章 山田駅前図書館(第19条・第20条)

第5章 雑則(第21条・第22条)

附則

第1章 総則

(設置)

第1条 未来の担い手である青少年の成長を支援し、青少年の創造性が夢へとつながる拠点として、又は安心

して子育てのできる環境づくりの拠点として、子育て青少年拠点夢つながり未来館を設置する。

(目的等)

第2条 子育て青少年拠点夢つながり未来館は、青少年が人とふれあい、情報と出会い、その成長に応じた支援を受けることにより、思いやりの心又は創造性をはぐくみ、その思いを夢へとつなぐ拠点となるとともに、子育ての知識、経験等を学び合い、安心して子育てのできる環境をつくる拠点となることによって、青少年又は子育てに対する支援の輪を地域に広げ、ともに成長し、支え合う活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第4条第1項各号に掲げる施設は、青少年又は子育てに対する諸施策を市民との協働により展開する拠点となるとともに、体系的かつ有機的に連携し、一体として機能するように管理運営されなければならない。

(名称及び位置)

第3条 子育て青少年拠点夢つながり未来館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

(2) 位置 吹田市山田西4丁目2番43号

(施設等)

第4条 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館(以下「夢つながり未来館」という。)に次の施設を置く。

(1) 青少年活動サポートプラザ

(2) のびのび子育てプラザ

(3) 山田駅前図書館

2 夢つながり未来館(のびのび子育てプラザを除く。)は、吹田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

3 教育委員会は、別に定めるところにより、夢つながり未来館の運営について協議するための組織を設置するものとする。

(中略)

#### 第4章 山田駅前図書館

(目的)

第19条 山田駅前図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供することにより、青少年又は子育てを支援する拠点において人と情報をつなぐ役割を担うとともに、一般公衆の教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。

(吹田市立図書館条例との関係)

第20条 この章に定めるもののほか、山田駅前図書館の管理運営については、吹田市立図書館条例(昭和27年吹田市条例第183号)の定めるところによる。

#### 第5章 雑則

(免責)

第21条 この条例に基づく処分によって夢つながり未

来館の施設を使用する者に生じた損害については、市長及び教育委員会は一切その責めに任じない。

(委任)

第22条 この条例(第3章を除く。)に定めるもののほか、夢つながり未来館(子育てプラザを除く。)の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

2 第3章に定めるもののほか、子育てプラザの管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平成22年教育委員会規則第11号で平成23年3月26日から施行。ただし、第7条から第11条まで、第19条、第20条及び別表の規定の施行期日は、平成23年2月5日から施行)ただし、第3章の規定は、規則で定める日から施行する。(平成22年規則第37号で附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成23年3月26日から施行。ただし、第16条の規定の施行期日は、平成23年2月5日から施行)(吹田市立図書館条例の一部改正)

2 吹田市立図書館条例の一部を次のように改正する。(以下省略)

#### ○吹田市立図書館の管理運営に関する規則

制定 昭和60年6月10日教育委員会規則第19号  
最近改正 平成25年3月29日教育委員会規則第20号

吹田市立図書館の管理運営に関する規則

吹田市立図書館条例施行規則(昭和42年吹田市教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立図書館条例(昭和27年吹田市条例第183号)第5条及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例(平成22年吹田市条例第8号)第22条第1項の規定に基づき、吹田市立図書館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分室の位置)

第2条 吹田市立千里図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立千里図書館北千里分室

(2) 位置 吹田市古江台4丁目2番D-7

2 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館山田分室

(2) 位置 吹田市山田西2丁目5番1号

3 分室の開室日及び開室時間は、別に定める。

(開館時間)

第3条 吹田市立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。た

だし、木曜日及び金曜日については、午前10時から午後8時（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、午後6時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、吹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。（休館日等）

第4条 図書館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（図書館資料の貸出し）

第5条 図書館資料は、館外へ貸し出すことができる。

2 吹田市立中央図書館は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。

（利用者の守るべき事項）

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）所定の場所以外の場所において火気の使用をしないこと。

（2）所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。

（3）他人に迷惑となる行為をしないこと。

（4）その他職員の指示に従うこと。

（図書館資料の寄贈又は寄託）

第7条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月30日教育委員会規則第9号）

この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日教育委員会規則第3号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月25日教育委員会規則第15号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月15日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年8月19日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月12日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月1日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日教育委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年8月28日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月5日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成22年1月11日から施行する。

附 則（平成22年11月29日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成23年3月26日から施行する。

附 則（平成23年12月28日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年2月17日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### ○吹田市立図書館館外貸出規程

制定 平成5年5月11日教育長訓令第8号

最近改正 平成26年4月30日教育長訓令第5号

#### 吹田市立図書館館外貸出規程

吹田市立図書館館外貸出規程（昭和42年吹田市教育長訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、吹田市立図書館の図書館資料（以下「資料」という。）の館外への貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（利用者の範囲）

第2条 資料の個人貸出し（第16条を除き、以下「貸出し」という。）を受けることができる者（以下「利用者」という。）は、市民及び市内に所在する学校、官公署、会社等に在学し、又は在職する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項に規定する利用者の範囲を変更することができる。

（借出カード）

第3条 利用者は、資料の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ借出カードの交付を受けなければならない。

2 借出カードは、1人1枚とし、各吹田市立図書館において共通して利用することができる。

（借出カードの交付）

第4条 借出カードの交付を受けようとする利用者は、資料の館外個人貸出申込書（以下「貸出申込書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 貸出申込書の提出に当たっては、次に掲げる書類のいずれかを提示し、利用者であることの確認を受けな

なければならない。ただし、小学生以下の利用者については、この限りでない。

- (1) 住民票の抄本又は住民票記載事項証明書
- (2) 学生証又は在学証明書
- (3) 身分証明書又は在職証明書
- (4) 健康保険証
- (5) 運転免許証
- (6) その他館長が適当と認める証明書類  
(借出カードの有効期間)

第5条 借出カードの有効期間は、5年とする。

2 前項の有効期間は、利用者の申出により、5年ごとに更新することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(貸出数)

第6条 同時に貸出しを受けることのできる資料の数は、図書については15冊以内、視聴覚資料については3点以内とする。この場合において、未返却の図書又は視聴覚資料がある場合には、それぞれその数を合算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項の貸出数を変更することができる。

(貸出期間)

第7条 同一資料の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、借出カードの有効期間を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項の期間を延長し、又は短縮することができる。

(自動車文庫における貸出し)

第8条 前2条の規定にかかわらず、自動車文庫における資料の貸出数及び貸出期間は、別に定める。

(貸出しできない資料)

第9条 次に掲げる資料は、原則として貸出しできない。

- (1) 貴重資料
- (2) 辞書、事典その他これらに類する資料のうち、館長が指定するもの
- (3) 新聞、官報、公報その他これらに類する資料
- (4) その他館長が指定する資料

(貸出しの停止等)

第10条 利用者が資料を返却しないときは、館長は、資料の貸出しを停止することができる。

2 利用者が資料を故意に返却しないときは、館長は、借出カードを無効とし、又は将来借出カードを交付しないことができる。

(届出)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用者は、その旨を直ちに館長に届け出なければならない。

- (1) 借出カードを紛失したとき。
- (2) 貸出中の資料を紛失し、汚損し、又は破損したとき。
- (3) 貸出申込書の記載事項に変更があったとき。

(借出カードの無効)

第12条 借出カードは、次の各号のいずれかに該当す

るときは、無効とする。

- (1) 貸出申込書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 貸出申込書の記載事項に変更があった場合において、その届出をしなかったとき。
- (3) 借出カードを他人に貸与し、又は譲渡したとき。
- (4) 借出カードを改ざんしたとき。
- (5) 借出カードを紛失した旨の届出があったとき。
- (6) 重ねて借出カードの交付を受けたとき。
- (7) 利用者でなくなったとき。

(借出カードの返還)

第13条 借出カードは、前条の規定により無効となったとき(同条第5号に該当するときは除く。)は、直ちに返還しなければならない。

(借出カードの再発行)

第14条 利用者が借出カードを紛失し、汚損し、又は破損したときは、館長は、利用者の申出により、その事情を審査し、借出カードを再発行することができる。

(広域利用の貸出し)

第15条 図書館の広域利用に係る協定に基づく資料の貸出については、教育長が別に定める。

(障害者用資料の貸出し等)

第16条 障害者用資料の貸出し及び団体への貸出しについては、地域教育部長が定める。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成5年5月11日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に交付を受けているこの訓令による改正前の吹田市立図書館館外貸出規程第3条に規定する借出票は、この訓令の施行の日から平成5年8月31日までの間、この訓令第3条に規定する借出カードとみなす。

附 則(平成8年3月29日教育長訓令第4号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月15日教育長訓令第2号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月18日教育長訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の吹田市立図書館館外貸出規程第6条及び第7条の規定は、平成23年1月5日以後に行う個人貸出しについて適用し、同日前に行う個人貸出しについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月30日教育長訓令第5号)

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。